

**金沢市議会政務調査費  
運用の手引き  
(平成20年6月制定)**

**平成24年4月改訂  
金沢市議会**

## はじめに

政務調査費は、金沢市議会議員の市政に関する調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付されるものですが、市民の税金による公金であることから、政務調査費の使途の透明性を高めることにより、市民への説明責任を果たし、議会に対する市民の信頼を得ていくことが重要です。

このため、金沢市議会においても、政務調査費のさらなる透明化を図るため、本年6月に条例を改正し、支出に係る領収書等の提出方法等について定めるとともに、使途基準の明確化を図るものであります。

一方で、地域、市民に根ざした施策の立案の一助となるのは、政務調査活動であり、こうした地方議員の活動が最大限尊重され、住民の代表機関の役割を充分果たすことが、民主主義の理念に適うものと確信しております。

以上のような観点から、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す、「金沢市議会政務調査費運用の手引き」を作成することといたしました。

政務調査費の執行に当たり、この「運用の手引き」を判断基準として活用いただきとともに、市議会の各議員が、より一層活発な、市民ニーズに即した政務調査活動を実施され、金沢市の発展と市民福祉の向上に寄与されることを願っております。

平成20年6月

金沢市議会

## 目 次

第1章 政務調査費の概要 .....	1
1 法制化の趣旨・経緯 .....	1
2 政務調査費の性質 .....	1
3 政務調査費交付の根拠となる法律、条例等 .....	1
第2章 運用の手引きの作成に当たっての基本事項 .....	2
1 会派交付から議員交付へ変更 .....	2
2 領収書の添付 .....	2
第3章 使途基準の運用指針 .....	3
1 政務調査費執行にあたっての原則 .....	3
2 実費弁償の原則 .....	4
3 政務調査費使途基準（運用の手引き） .....	5
4 政務調査費を充てることができない経費の具体的な事例 .....	9
(1) 政党の活動に係る経費 .....	9
(2) 慶弔費その他の交際費的経費 .....	9
(3) 選挙活動に係る経費 .....	10
(4) 後援会活動に係る経費 .....	10
(5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費 .....	10
(6) 会派又は個人の資産形成に係る経費 .....	10
(7) 政務調査費以外の公費支出と重複する支出に係る経費 .....	11
(8) 公職選挙法その他法令等の制限に抵触する経費 .....	11
(9) その他政務調査費としての支出が不適切な経費 .....	11
(10) 使途不明の支出に係る経費 .....	11
5 特に問題となる政務調査費の充当指針 .....	12
(1) 年会費等 .....	12
(2) 飲食を伴う会議（懇談会）費 .....	12
(3) 事務所費 .....	13
① 事務所の要件 .....	13
② 事務所経費の按分方針 .....	13
③ 事務所経費への充当限度額 .....	14
④ 事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算出する際の基準例 .....	14
(4) 事務機器等の備品の購入費及び賃借料 .....	15
(5) 海外・県外での政務調査に係る政務調査費 .....	15
① 必要性・合理性の検討 .....	15

② 議長への旅行届	16
③ 報告書の作成	16
6 政務調査費出納簿の作成	16
7 収支報告書の提出	16
8 収支報告書、領収書の写し及びその他の関係書類の保存	16
9 領収書等の原本の保管	16
10 その他	16
参考 政務調査費の支出を証する書類について	17
(参考資料) 3親等以内の親族の範囲について	22
(参考資料) 備品(減価償却資産)における耐用年数の例	23
様式第1号 海外・県外政務調査報告書	24
様式第2号 職員雇用台帳	25
様式第3号 備品台帳	26
様式第4号 政務調査費出納簿	27
様式第4号 政務調査費出納簿の記載例	28
金沢市議会政務調査の交付に関する条例	30
金沢市議会政務調査の交付に関する条例施行規則	33
様式第1号(第2条関係) 政務調査費交付申請書	35
様式第2号(第3条関係) 政務調査費交付決定通知書	36
様式第3号(第4条関係) 政務調査費交付請求書	37
様式第4号(第6条関係) 年度政務調査費収支報告書	38
様式第4号(第6条関係) 年度政務調査費収支報告書 別紙	39

## 第1章 政務調査費の概要

### 1 法制化の趣旨・経緯

平成11年7月地方分権一括法が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割は、ますます重要なものとなっています。

このような中にあって、地方議会の活性化を図るために、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化するため、平成12年法律第89号による地方自治法の一部改正によって、**政務調査費交付制度**（第100条第13項及び第14項）が設けられました（平成12年5月31日公布、平成13年4月1日施行）。

本市では、この地方自治法の規定を受けて、**金沢市議会政務調査費の交付に関する条例**が制定されました（平成13年3月23日公布、平成13年4月1日施行）。

### 2 政務調査費の性質

政務調査費は、地方自治法第100条第14項・第15項及び金沢市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、金沢市議会議員（以下「議員」という。）の「**市政に関する調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付されるもの**」です。（改正条例第1条）

したがって、交付された政務調査費は、政務調査活動に要する経費に対して適切に充当されるべきものであり、**使途基準**に従い使用しなければならず、政務調査活動以外の経費に使用することは認められていません。（改正条例第8条）

### 3 政務調査費交付の根拠となる法律、条例等

議員に対する政務調査費の交付にあたっての根拠は、次の法律、条例、規則等となっています。

- 地方自治法（第100条第14項・第15項）
- 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例
- 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則
- 金沢市議会政務調査費運用の手引き（平成20年6月制定）追加
- 金沢市議会政務調査費運用の手引き（平成24年4月）改訂

## 第2章 運用の手引きの作成に当たっての基本事項

### 1 会派交付から議員交付へ変更

政務調査費の交付対象は、平成20年6月の改正前の金沢市議会政務調査費の交付に関する条例では、**会派**となっています。

しかし、議員個人の説明責任、自己責任の明確化を図るため、議員に交付することとします。会派に置かれる従来の経理責任者は必要ではなくなり、議員個人が経理責任者の役割を果たすことになります。

#### 【交付対象が議員個人の地方自治体】

- ・熊本県、岐阜県、山口県、鳥取県、岡山県、香川県、青森県、岩手県
- ・長崎市、高松市、高槻市、熊本市、松山市、所沢市、長井市、足利市、加賀市、小浜市、さぬき市、宗像市、伊賀市、行橋市

### 2 領収書の添付

領収書の取扱いですが、平成20年6月の改正前の**金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の第11条**では、収支報告書への添付は不要となっています。

しかし、公金であり、透明化は避けられないことや、**全国市議会議長会の政務調査費に関する調査結果**[平成19年10月19日現在、全市805市中、682市回答]、政務調査費を交付している591市のうち、収支報告書への領収書の添付を義務づけている市は、495市で**83.8%**となっています。

また、隣県の富山市や福井市は、平成20年4月1日から、政務調査費の全額について領収書の添付を義務付けています。

このような状況の中で、本市でも収支報告書への領収書の添付を義務付けることとし、全ての支出に対して領収証の写しを添付することとします。

## 第3章 使途基準の運用指針

### 1 政務調査費執行に当たっての原則

政務調査費の執行に当たっては、次に掲げる項目に留意のうえ、各議員の責任において、適切に取り扱うものとします。

#### ア 調査研究の目的が、市行政と関連性を有していること。

政務調査費は、公金として、地方議会の審議能力を強化して、その活性化を図るために支出されるものであり、調査研究活動が、**市政と関連性**を有することが前提です。

◇ 市政と関連性を欠く調査活動は、使途基準に反する。

(札幌高裁 H19. 2. 9 判決、金沢地裁 H18. 6. 19 判決)

#### イ 政務調査費の各支出が、調査研究の目的からみて合理性、必要性を有していること。

調査研究の目的との関係において、政務調査費としての支出が**合理性、必要性**を欠くものであってはいけません。

調査研究に通常必要とされる数量を超えた備品の購入や、著しく不相応な日程の調査旅費などの支出は、政務調査費として適切ではありません。

◇ 調査研究活動として、明らかに合理性、必要性を欠く場合は、使途基準に反する。(金沢地裁 H18. 6. 19 判決、東京地裁 H18. 4. 14 判決、名古屋地裁 H17. 5. 26 判決)

#### ウ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。

支出金額が著しく高額である場合は、社会通念上適切とはいえません。

◇ 支出金額が、社会通念上相当でない場合、使途基準に反する。

(札幌高裁 H19. 2. 9 判決、金沢地裁 H18. 6. 19 判決、大阪高裁 H17. 4. 12 判決)

#### エ 政務調査費は、議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。

政務調査費では、支出の透明性を高めるため、議員と一定の関係にある個人や法人への支出を制限します。

議員との関係で、「3親等以内の親族及び同居人」に対し、政務調査費を支出することはできません。また、「議員本人及び3親等以内の親族並びに同居人が代表者である法人」へ対しても支出できません。

◇政務調査費の支出先

	区分	支出の可否
個人	議員と3親等以内の親族及び同居人	×
	上記以外	○
法人	議員本人	×
	議員と3親等以内の親族及び同居人	×
	上記以外	○

○：可、×：不可

※3親等以内の親族の範囲については、P22(参考資料)を参照

## 2 実費弁償の原則

政務調査費は、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、交付されるものであり、**実費弁償が原則**です。

ただし、政務調査費からの支出について、実額の把握が困難な場合に**按分による算定方法**を用いる場合は、この限りではありません。

### 3 政務調査費使途基準（運用の手引き）

政務調査費の支出については、下記のとおり、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の別表に記載してある例示の他、何に充当できるか、その他の例を具体的に示し、使途基準を明確にします。

#### 【政務調査費使途基準】

#### 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則 別表(第5条関係)

この部分は規則規定部分	
※ゴシック体は変更又は追加項目	
項目	内容
研究研修費	<p>議員が研究会若しくは研修会を開催するために要する経費又は議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費 (例) 会場費、講師謝金、出席者負担金、交通費、旅費、宿泊費、 研究会又は研修会に伴う懇談会に係る会費等</p> <p>その他の例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・機材借上費 (プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等)</li><li>・資料印刷費</li><li>・資料購入費</li><li>・外部の専門家等に支払う調査委託費</li><li>・遠方の研修会に参加した場合の自家用車燃料費 (燃料費 (=単価 (円 / 1) × 走行距離 (km) ÷ 燃費 (km / 1)、目的、経路を出納簿の活動内容に記載します。この燃料費はその他の経費の燃料費とは別に申告できます。)</li><li>・駐車料金 (利用目的等を明記) ただし、自動車等の月極め駐車料金は認められません。</li><li>・タクシー料金 (利用区間、利用目的を明記)</li><li>・高速代、有料道路使用料 (利用区間、目的等を明記)</li><li>・政党・政治団体が主催する研修会の参加費 (出席者負担金) は、研修</li></ul>

	<p>会としての実質がある場合のみ認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン講座の受講料は、個人の資質の向上を目指すものであり、調査研究に当たりません。</li> </ul>
調査旅費	<p><b>議員</b>の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (例) 交通費、旅費（<b>海外旅費を含む。</b>）、宿泊費等</p>
	<p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料購入費</li> <li>・施設入館料</li> <li>・遠方の視察に係る自家用車燃料費（燃料費（=単価（円／1）×走行距離（km）÷燃費（km／1）、目的、経路を出納簿の活動内容に記載します。この燃料費はその他の経費の燃料費とは別に申告できます。）</li> <li>・タクシー料金（利用区間、利用目的を明記してください）。</li> </ul> <p>※ 1 <b>調査旅費は、旅費条例に準拠した額を上限とします。</b></p> <p>※ 2 <b>調査旅費についても、実費弁償の原則が適用されますので、領収書の総額が旅費条例に準拠した額を下回った場合、その額が政務調査費の申告額となります。</b></p> <p>※ 3 <b>海外旅費は、1年に2回に限り認めます。また年間限度額を60万円とします。</b></p> <p>→ (5) 海外での政務調査に係る政務調査費を参照してください。</p>
会議費	<p><b>議員</b>の行う各種会議に要する経費 (例) 会場費、機材借上費、資料印刷費、<b>会議に伴う懇談会に係る会費等</b></p>
資料作成費	<p><b>議員</b>の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (例) 印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費又は賃借料等</p>
	<p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原稿料</li> <li>・資料作成に係るフィルム代、現像代</li> <li>・事務機器の購入費又は賃借料（資料作成に係るものに限る）は、事務所費を計上しない場合、ここで支出してください。</li> </ul>
資料購入費	<p><b>議員</b>の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費</p>

	<p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞購読料（一般紙、機関紙など、ただし、スポーツ新聞は認められません）</li> <li>・書籍購入費（地方自治や政務調査の情報収集に係るもの） ただし、書籍購入費の領収書には、書籍名を記入してください。</li> </ul>
広報費	<p><b>議員</b>の調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等についての広報活動に要する経費 (例) 広報紙、報告書等の印刷製本費及び送料、会場費等</p>
	<p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報活動のため開催する会の機材借上費、茶菓子代</li> <li>・議会報告・ニュース</li> <li>・議会活動、政策等の広報用ポスター作成費</li> <li>・広報活動のための会への出席に伴う交通費</li> <li>・ホームページ作成料・管理費用</li> <li>・広報紙発送費用（郵送代、封筒代）</li> </ul>
広聴費	<p><b>議員</b>が市民からの市政及び<b>議員</b>の政策等に対する要望又は意見を広聴するための会議等に要する経費 (例) 会場費、印刷製本費、茶菓子代等</p>
	<p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市政に関する情報収集のため必要な会への出席に伴う費用 (議員として出席する会の会費等)</li> <li>・住民のニーズを把握するためのアンケート調査</li> <li>・広聴活動のため開催する会の機材借上費</li> <li>・広聴活動のための会への出席に伴う交通費</li> </ul>
人件費	<p><b>議員</b>の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費 具体的な例（→賃金、交通費など）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の雇用については、<b>様式第2号</b>に記載し提出してください。</li> <li>・政務調査費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めます。</li> <li>・政務調査費出納簿及び領収書についても、外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めます。</li> </ul>

事務所費	<p><b>議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費</b></p> <p>(例) 事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等</p> <p><u>その他の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料</li> <li>・事務所通信費（電話代、テレビ受信料、インターネット料金等）</li> <li>・事務所内の会合等において提供される茶菓子代</li> <li>・その他の雑費（事務用品、消耗品等）</li> <li>・<b>政務調査費の充当が認められる事務所は、1か所に限ります。</b></li> </ul> <p>※按分等指針参照</p>
会派共用費 (追加)	<p><b>所属する会派において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費</b></p> <p>(例) 事務機器の購入費又は賃借料、研究研修費、調査旅費、会議費、資料作成費、資料購入費等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>会派共用費の限度額は、議員一人につき、60万円／年とします。</b></li> <li>・会派共用費は概算払できることとし、精算は、<b>第4四半期</b>にするものとします。</li> </ul>
その他の経費	<p>上記以外の経費で<b>議員の行う調査研究活動に必要な経費</b></p> <p>(例) 携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を<b>1／2</b>とし、限度額を<b>1万5千円／月</b>とします。</li> <li>・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を<b>1／2</b>とし、限度額を<b>2万円／月</b>とします。</li> <li>・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を<b>1／2</b>とし、限度額を<b>3万円／月</b>とします。</li> <li>・事務所が自宅と兼用になっていない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を<b>1／2</b>とし、限度額を<b>1万円／月</b>とします。</li> </ul>

備考 政務調査費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

- (1) 政党の活動に係る経費
- (2) 慶弔費その他の交際費的経費
- (3) 選挙活動に係る経費（平成20年6月追加）
- (4) 後援会活動に係る経費（平成20年6月追加）
- (5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費（平成20年6月追加）
- (6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費（平成20年6月追加）
- (7) 政務調査費以外の公費支出と重複する支出に係る経費（平成20年6月追加）
- (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等の制限に抵触する経費  
（平成20年6月追加）
- (9) その他政務調査費としての支出が不適切な経費（平成20年6月追加）
- (10) 使途不明の支出に係る経費（平成20年6月追加）

#### 4 政務調査費を充てることができない経費の具体的な事例

##### (1) 政党の活動に係る経費

（例）

- ・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等
- ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・政党組織の事務所経費（人件費を含む。）
- ・その他自己の所属する政党活動、県連（政党等）活動に係る経費等

##### (2) 慶弔費その他の交際費的経費

（例）

- ・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費
- ・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費
- ・宗教活動に係る経費
- ・専ら個人的な立場において支出すべき会費  
（町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等）
- ・各種団体への寄付金、支援金等
- ・政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費
- ・親睦を目的とする会合の会費
- ・レクリエーション経費

### (3) 選挙活動に係る経費

(例)

- ・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費
- ・選挙活動に係る事務所経費（人件費を含む。）
- ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費

### (4) 後援会活動に係る経費

(例)

- ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費
- ・後援会活動に係る事務所経費（人件費を含む。）
- ・その他後援会活動に係る経費

### (5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費

(例)

- ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用
- ・社会通念上「市政の調査研究」のための会合を行うのに不適切な場所での飲食経費

※ 調査研究のための意見交換・情報交換等を目的として参加するもので、調査研究活動としての会議との一体性（会議に連続した懇談会経費など）がある場合には、金額的にも社会通念上相当であると認められる範囲内で政務調査費の対象経費とすることができます。（→5（2）参照）

### (6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費

(例)

- ・事務所（駐車場含む。）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費  
(事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。)
- ・自動車、バイク、自転車等の購入経費
- ・カーナビ購入費（リース車両に設置されたもの以外）
- ・自宅事務所の賃料

#### (7) 政務調査費以外の公費支出と重複する支出に係る経費

(例)

- ・委員会等の視察旅費との重複
- ・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費（タクシ一代、ガソリン代等）との重複

#### (8) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）その他法令等の制限に抵触する経費

(例)

- ・公職選挙法第 199 条の 2 の寄付に該当する経費
  - ・祭りへの寄附や差し入れ
  - ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
  - ・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ
  - ・各団体等からの案内（催し物、会合等）に対する寄附行為  
ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。
- ・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪

#### (9) その他政務調査費としての支出が不適切な経費

(例)

- ・挨拶やテープカットだけの会合への出席費用
- ・自動車の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代）

#### (10) 使途不明の支出に係る経費

(例)

- ・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの
- ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出

## 5 特に問題となる政務調査費の充当指針

### (1) 年会費等

年会費等その団体の会員資格を得るための会費については、その団体の活動内容及び実態が政務調査活動に資するものである必要があり、議員が一般の地域住民としての資格や、経営者としての資格等、個人的な資格で加入している団体の会費（参加している会合の参加費）については、政務調査費を充当することはできません。

政務調査費から年会費等を支払う団体については、その活動方針、組織、会計、活動実績等が明確であり、政務調査活動として成果が認められる必要があります。

その確認のためには、**年会費等を支払う団体の事業報告書等の写し**を領収書に添付するものとします。

### (2) 飲食を伴う会議（懇談会）費

政務調査を目的とした会議、研修会、講演会等であって、飲食を伴う場合の飲食経費の支出にあたっては、**その飲食が政務調査を目的とした会議に付随（連続）したものである場合**に限り、政務調査費の充当が可能です。

また、その飲食経費は、1人当たり1回の支出につき5,000円以内とします。

なお、飲食を主たる目的とした会合、会派や議員間の私的な懇談会等の会費には、政務調査費を充当することはできません。

経費の支出に当たっては、公職選挙法その他法令等の定める禁止規定に抵触する事がないよう注意する必要があります。

【参考】（議員・職員のための議会運営の実際 21 地方議会研究会 P106 より抜粋）

（質問）なぜ懇親会の経費が認められる場合と認められない場合があるのか。

（解答）政務調査費は調査研究、情報の入手のために使用するものです。当該行政区域内の各種団体の総会等では行政に対する要望事項等を決定しますので会派、議員が出席します。総会終了後に懇親会が行われる場合、社会通念上認められる程度の参加費であれば政務調査費で支出することができます。

総会は形式的な要望等の入手が多いですが、懇親会では要望等の具体的な内容、必要性など本音の情報を入手できますので、総会に連続する場合は政務調査費を充当することができます。また研修会への参加経費、研修会に続く懇親会経費も研修の延長として情報の入手や研修内容を深めることに役立ちますので認められます。総会はよくて、懇親会は対象外との形式論には賛成できません。

これに対し懇親会だけに参加するのも有益な情報入手になるのですが、私的な要素との区別がつかないことや、誤解を招くこと等から政務調査費による支出は認めない運用が適切です。

### (3) 事務所費

#### ① 事務所の要件

事務所経費については、次のような「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが調査研究活動に使用されている場合に政務調査費を充当できるものとします。

なお、事務所等の不動産の購入費に政務調査費を充当することはできません。

(ア) 事務所としての外形上の形態を有していること。

(イ) 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。

(ウ) 賃貸の場合には、議員が契約者となっていること。

また、事務所の賃借料を政務調査費で支出している場合は、賃貸借契約書の写しを領収書に添付するものとします。

#### ② 事務所経費の按分方針

議員活動は、調査研究活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務調査費の充当に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当する必要があります。

ただし、議員活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの議員の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとします。

#### 〔事務所を住居等と共用する場合〕

可能な限り事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約を分散することが望ましいですが、手続き的に困難な場合は、現に調査研究活動に当てられている実態に応じて按分するものとします。

なお、住居等を兼ねた事務所の上下水道代金及び賃借料へは政務調査費を充当することはできないものとします。

### ③ 事務所経費への充当限度額

事務所の形態に応じた費目別の政務調査費充当限度額（**按分率の上限**）の基準を以下のとおりとします。

事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目			
	光熱費	通信費	上下水道代金	賃借料
調査研究活動専用事務所	全額	全額	全額	全額
調査研究活動事務所+政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	1/2
調査研究活動事務所+住居等	1/2	1/2	-	-
調査研究活動事務所+政治団体事務所+住居等	1/3	1/3	-	-

**光熱費**：電気料、ガス料金、灯油代等

**通信費**：固定電話代、テレビ受信料、インターネット料金等

### ④ 事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算出する際の基準例

なお、上記の按分率を算出するに当たっては、次の算式によるものとします。

(ア) 基本的な按分率（住居等を兼ねた事務所を除く。）

**調査研究活動 (A%)**

[調査研究活動 (A%) + 議員活動 (B%) + 政治団体活動 (C%) + その他の活動 (D%)]

(イ) 住居等を兼ねた事務所の**光熱費**に係る按分率（→面積按分）

**調査研究活動 (A%)**

[調査研究活動 (A%) + 議員活動 (B%) + 政治団体活動 (C%) + その他の活動 (D%)]  
× 事務所部分面積 ( m<sup>2</sup>) / 全体面積 ( m<sup>2</sup>)

(ウ) 住居等を兼ねた事務所の**通信費**に係る按分率（→日常生活用務を加えて按分）

**調査研究用務 (A%)**

[調査研究用務 (A%) + 議員用務 (B%) + 政治団体用務 (C%) + その他の用務 (D%)  
+ 日常生活用務 (E%)]

#### (4) 事務機器等の備品の購入費及び賃借料

##### ① 備品の購入

事務機器等の備品の購入に政務調査費を充当する場合にあっては、調査研究活動に対する有用性が高く、調査研究活動に直接必要であると認められるものに限定します。例えば、パソコンやプリンター等の周辺機器、コピー機、デジタルカメラ、シュレッダー等が考えられます。ただし、これらの備品の購入については、同種の機器について1任期1回限りとします。また、備品を購入する場合は1任期について一機種10万円を上限とします。

備品（比較的長期間にわたってその性質又は形状を変えることなく使用に耐えるもので、取得価格が1万円以上のもの。（金沢市財務規則第235条を準用））を購入した場合は、**様式第3号**に記載し、写しを提出してください。

##### ② 備品購入費や賃借料の按分

また、事務機器等の備品の購入費や賃借料に政務調査費を充当する場合にあっては、**事務所経費**と同様に按分して充当するものとします。

###### (ア) 按分方法

使用実績の割合（推計）により按分して充当する際の基準例を以下のとおりとする。

###### 調査研究用務 (A%)

調査研究用務 (A%) + 議員用務 (B%) + 政治団体用務 (C%) + その他の用務 (D%)

###### (イ) 充當限度額

按分方法は**事務所の利用形態**に合わせ、**光熱費や通信費**と同じように、**全額、1/2、1/2、1/3**の按分率を政務調査費充当限度額（**按分率の上限**）の基準とします。

##### ③ 購入備品の処分

購入した備品の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定める減価償却の基準によるものとします。耐用年数を経過した備品は備品台帳から削除します。議員でなくなったときには、購入備品の使用年数が耐用年数に満たない場合は、備品の未償却残高を算出し、残存価値相当額を市に返還するものとします。

※備品の耐用年数の例については、P23（参考資料）を参照

#### (5) 海外・県外での政務調査に係る政務調査費

##### ① 必要性・合理性の検討

海外・県外での政務調査活動を行うに当たっては、調査研究の項目・場所等について、必要性、合理性等を考慮した上で行うこととします。なお、海外への調査は1年に2回限りとし、1年間の限度額を60万円とします。

## ② 議長への海外旅行届

議長へ所定の旅行届（既存の様式）を提出します。

## ③ 報告書の作成

政務調査活動を終えたときは、行程・調査項目、調査目的（市政との関連性）、調査活動内容及び結果を記載した**海外・県外政務調査報告書（様式第1号）**を作成し、収支報告書に添付します。

※ 議会の議決による議員派遣としての海外・県外行政視察経費に政務調査費を充当（加算）することはできません。

## 6 政務調査費出納簿の作成

政務調査費の支出については、**政務調査費出納簿（様式第4号）**を作成し、領収書番号を付し、領収書の写しと同時に提出するものとします。

## 7 収支報告書の提出

収支報告書には、**領収書の写し**を時系列にチェックするための**政務調査費出納簿の写し**、**海外・県外政務調査報告書等の関係書類**を添付して、議長に提出します。

## 8 収支報告書、領収書の写し及びその他の関係書類の保存

提出された収支報告書、領収書の写し及びその他の関係書類は、議長が5年間保存するものとします。

## 9 領収書等の原本の保管

領収書の原本、政務調査費出納簿、その他の関係書類は、いつでも原本の提示ができるように各議員が5年間保管するものとします。

## 10 その他

使途基準等の内容に疑義が生じた場合は、議会事務局までお尋ねください。弁護士や公認会計士に見解を聞いた上で、議員の皆さん全員にその内容を通知します。

## 参考 政務調査費の支出を証する書類について

### (支出を証する書類)

政務調査費の支出を証明する書類として、領収書が必要です。このため、政務調査費を支出したときは、相手方から領収書を徴して下さい。

しかし、政務調査活動に伴う支払い行為は、市井における経済的な取引活動でもあり、商習慣等から領収書を徴することが難しい場合もあります。このため、領収書に代わり支出を証明することが出来る証票類も、領収書として取り扱うこととします。即ち、支払いが確実に行われたことを証することができる銀行等の振込金受取書、預金通帳、クレジットカードの明細、レシート(=レジスターで金額などが印字された紙片)などと、その支払い対象となったものが判別できる書類をもって領収書とみなします。

また、自動券売機で切符や施設への入場券などの購入をした場合は、領収書の徴収が不能なため、この場合に限り、領収書の添付は不要とします。ただし、施設の入場料等にあっては入場券等の半券の写しを添付するものとします。

### (按分が必要な場合の処理)

任意の複数の議員による視察など政務調査活動を共同で行う場合では、支出を効率的に行うため、代表者が費用を一括して支払うことがあります。この場合、代表者となる議員は、領収書又は領収書の内容を説明する書類に、各議員名と各議員が支払う按分後の金額と「領収書原本は○○議員が所持」とを補記して、他の議員に領収書等の写しを渡すこととします。受け取った各議員は、渡された写しを原本として、さらにこの写しを議長に提出する領収書として提出することとします。

### (領収書等のチェック要領)

項目	注意事項	
1 日付	<p>領収した日が記載であること。 ※ただし、日付欄のない定期購読の新聞領収書にあっては、支払った日を補記すること。</p>	
2 あて名	<p>議員名が記載であること(議員から集めた会派共用費を支出する場合のあて名は、会派名または会計担当者の議員名とする。)。 ※あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可</p>	

3	発行者	<b>記名押印</b> がされていること。 ※機械発行の領収書については、発行者名が印字されていれば押印が無くても可
4	金額	<b>支出した金額</b> が記載してあること。
5	但書き	<b>何の代金か明確に記載</b> してあること。 ※お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可
6	印紙	領収書の記載金額 <b>3万円以上</b> （消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に <b>貼付</b> してあること。また、消印されていること。
7	記載事項の訂正	<b>訂正箇所（金額を除く）</b> にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、 <b>発行権限者又は取扱者の押印</b> （訂正印）、もしくは取扱者のサインがしてあること。 ※記載事項の訂正是相手方に行わせること。
8	銀行等の振込金受取書	<b>銀行等の振込金受取書</b> （ATM利用明細票など）は、日付、依頼人（議員名）、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された <b>請求書の写し</b> を合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど <b>用途（内容）が明確なものに限り</b> 、領収書に代えることができる。
9	預金通帳の写し（クレジットカードの明細写し）	自動振替している経費がある場合、 <b>預金通帳の表紙及び該当ページの写し</b> と支払い対象の内容がわかる証票や書類の写しを合わせて提出すること。 <b>クレジットカードの明細</b> も同様。
10	レシート	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。※あて名欄が無いレシートはレシートにあて名を補記する。

補記は、発行者が記載したものと区別するため、鉛筆で原本に記入すること。

※ 1 自動券売機で切符を購入した場合は、領収書に代えて、**金額、目的、経路**を政務調査費出納簿の活動内容欄又は県外政務調査報告書の中に記載すること。また、施設への入場等は、入場の目的と市政との関連とを説明した書類添付し、入場券等の半券にあて名を補記した上で、この写しを添付すること。

高速バス利用料
1, 100円
目的 ○市視察
経路 △△～○○

※ 2 調査旅費の支出においては、**①旅費条例に基づいた計算書**と**②実際に支払った領収書の写し**を提出してもらうが、**旅費条例に基づいた金額**を上限とすること。また、旅費総額を記載した領収書では内容が十分に把握できないので、**③明細がわかる請求書等の書類の写し**もあわせて添付すること。

①

旅費条例に基づいた  
計算書

100, 000円

②

○○議員様

領収書

125, 000円

平成○年○月○日

○○ツーリスト

③

○○議員様

請求書

125, 000円

平成○年○月○日

内訳 経路

○○ツーリスト

※ 3 領収書の具体例

#### タクシーの領収書

○○議員様

2, 500円

平成○年○月○日

目的 ○○研修会

経路 ○○から△△

□□タクシー

→ 領収書に付記又は政務調査費出納簿に記載

#### 高速道路使用料

○○議員様

5, 500円

目的 ○○市視察

経路 ××から○○

西日本高速道路

→ 領収書に付記又は政務調査費出納簿に記載

※4 会派共用費においては、議員から会派に四半期ごとに、**概算払（①領収書を会派から受領）**をすることができ、第4四半期に、議員個人の支出額を精算することとします。その際、**②会派の会計担当から議員あてに交付される精算書の写し**に**③会派経費の総額がわかる領収書の写し**を添付し提出すること。

**① 概算払の領収書** (会派→議員)

領 収 書
○○議員様 <u>150,000円</u>
<b>会派共用費の概算払分</b>
5万円×3月
平成○年○月○日
会派名 会計担当者 <b>印</b>

会派で四半期ごとに議員が会派に**概算払**をしてください。金額は**年間60万円**（ただし20年度は**45万円**）の範囲で決めてください。

**② 精算書** (会派→議員) (1年に1回の精算とします)

精 算 書
返納額 <b>追加請求額</b>
○○議員様 <u>100,000円</u>
<b>会派共用費</b>
概算払分 <u>600,000円</u>
実支払分 <u>500,000円</u>
(150万円×1/3) ←
平成○年○月○日
会派名 会計担当者 <b>印</b>

(事例は21年度以降分)

会派構成員で按分

**③会派共用費の1年間の総額の領収書の写し** (添付書類)

領 収 書	領 収 書
会派名様 <u>90,000円</u>	会派名様 <u>50,000円</u>
複写機借上料	ファックス借上料
平成○年○月○日	平成○年○月○日
○○産業株式会社 <b>印</b>	○○産業株式会社 <b>印</b>

なお、会派等の場合は、代表議員1人に領収書の写しを添付し、他の議員は、「領収書の写しは○○議員の会派共用費の精算書に添付済み」と精算書に記載してください。

### ※5 領収書のコピーの作成方法

領収書をA4のコピー用紙で複写して、提出してください。ただし、領収書は  
領収書番号を領収書原本の右肩に記載して、重ならないように複写してください。

No. 1

#### 領 収 書

○○ 議員 様

50,000円

ただし、デジタルカメラ REX-F

平成〇年〇月〇日

○○事務機（株）印

No. 2

#### 領 収 書

○○ 議員 様

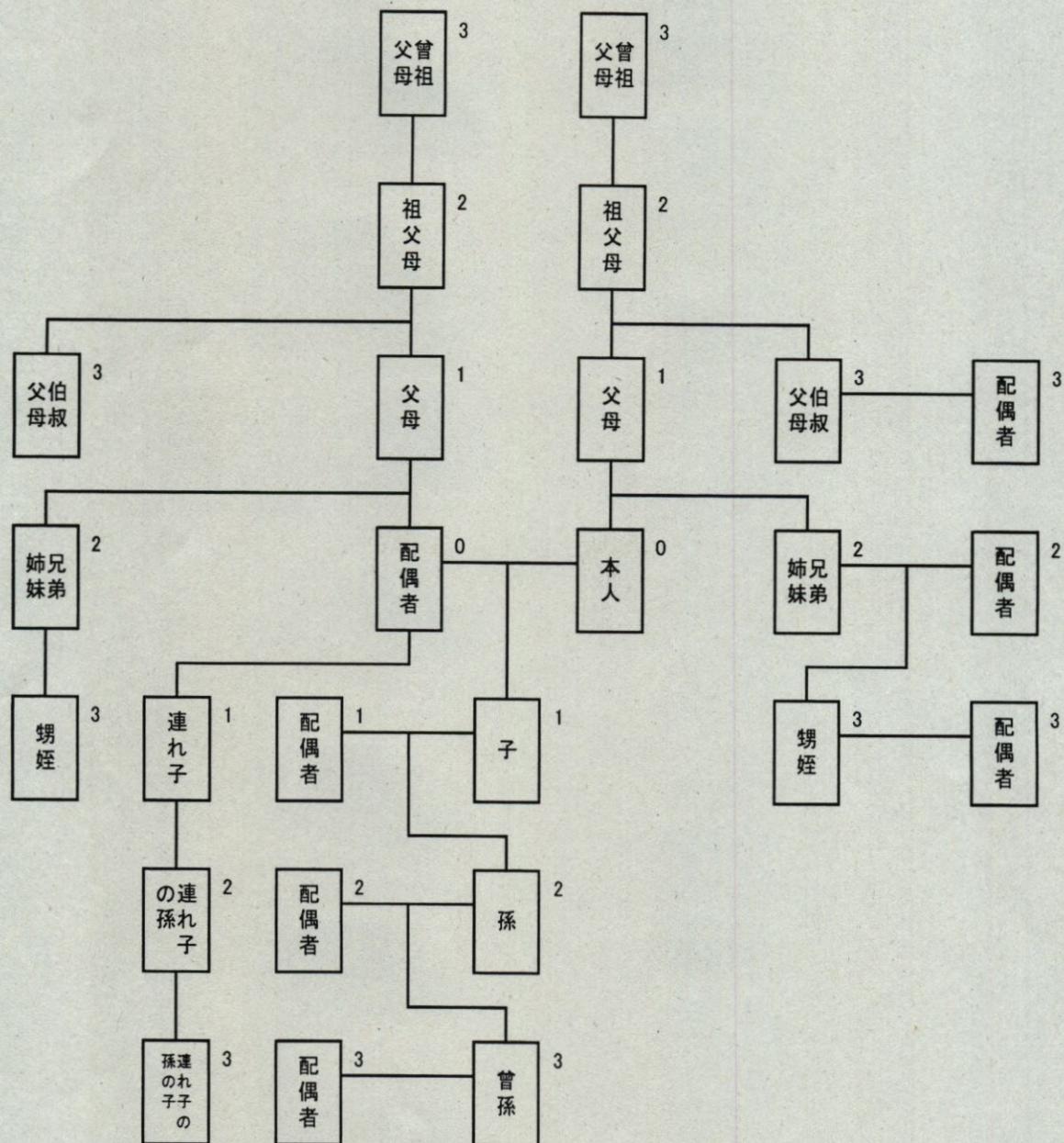
30,000円

ただし、プリンターAGSF

平成〇年〇月〇日

○○事務機（株）印

(参考資料) 3親等以内の親族の範囲について



民法（抜粋）

(親族の範囲)

第七百二十五条 次に掲げる者は、親族とする。

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

(参考資料) 備品(減価償却資産)における耐用年数の例

区分	細分	耐用年数
事務机、事務いす及びキャビネット	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
テープレコーダーその他の音響機器		5年
電子計算機	パーソナルコンピューター (サーバー用のものを除く)	4年
	その他のもの	5年
複写機		5年
他の事務機器		5年
ファクシミリ		5年
カメラ		5年

※ 上記以外については、議会事務局に確認してください。

様式第1号

海外・県外政務調査報告書

平成 年度分 領収書第 番～ 番

議 員

視察行程	
視察先	
調査項目	
調査概要	(目的、内容、結果、所感等について記入)
備考	

※調査概要等について、スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

様式第2号

職員雇用台帳

○ ○ 議員

氏名	住所	生年月日	雇用期間
	電話 ( ) -		
	電話 ( ) -		
	電話 ( ) -		
	電話 ( ) -		
	電話 ( ) -		
	電話 ( ) -		
	電話 ( ) -		

上記の者は、3親等以内の親族及び同居人でないことを証明します。

議員名



様式第3号

備 品 台 帳

○ ○ 議員

備品名	購入先	取得価格(円)	配置場所	取得年月日	備考

## 平成 年度 政務調査費出納簿

年度

(単位：円)

領取書番号	支払月日	活動（使途）内容	収入	支出（使途基準項目別）										残高	
				研究 研修費	調査 旅 費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	広報費	広聴費	人件費	事務 所 費	会派 共用費	その他の 経 費	
合 計															

## 様式第4号 【出納簿の記載例】

## 平成24年度 政務調査費出納簿

平成24年度

(単位:円)

領収書 番号	支払月日	活動(使途)内容	収入	支出(使途基準項目別)										残高	
				研究 研修費	調査 旅費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	広報費	広聴費	人件費	事務 所費	会派 共用費	その他の 経費	
	7.4	第二・四半期交付分	540,000												540,000
1	7.10	○○問題議員連絡会月会費				5,000									535,000
2		月刊「○○」購読料(△△(株))						3,000							532,000
3	7.12	会派共用費 概算払分											80,000		452,000
4	7.18	○○校下市政懇話会 会場借上費							30,000						440,000
5	7.20	同上 印刷製本費							40,000						409,000
6	7.25	7月分議員事務所賃借料 (○○不動産(株)) @100,000×1/2										50,000			359,000
7	7.28	7月分事務所電話代 @15,000×1/2									7,500				351,500
8		事務所パソコン賃借料										5,000			346,000
9	7.29	7月分携帯電話代 @20,000×1/2											10,000		336,500
10	7.30	ガソリン代(○○商会) @18,000×1/2											9,000		327,500
11	8.3	○○市行政視察旅費				63,000									264,500

## 様式第4号 【出納簿の記載例】

## 平成24年度 政務調査費出納簿

平成24年度

(単位:円)

領收書 番号	支払月日	活動(使途)内容	収入	支出(使途基準項目別)										残高	
				研究 研修費	調査 旅費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	広報費	広聴費	人件費	事務 所費	会派 共用費	その他の 経費	
85	3.10	「○○議員通信」印刷製本費 (△△印刷)							50,000						265,432
86		同上 送料(日本郵便)							80,000						185,432
87	3.29	3月分携帯電話代 @20,000×1/2											10,000	175,432	
88	3.30	ガソリン代(○○商会) @10,000×1/2											5,000	170,432	
合 計			1,620,000	52,444	136,476	75,000	53,266	167,630	193,448	0	0	268,832	340,034	162,438	170,432

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月23日 条例第2号）

改正 平成20年6月12日 条例第32号  
平成20年9月24日 条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、金沢市議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、当該議員に対し、政務調査費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 政務調査費は、金沢市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務調査費は、各月の初日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額180,000円を四半期ごとに交付する。

2 政務調査費は、各四半期の最初の月に当該四半期に属する月数に相当する分を交付する。ただし、当該四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月の前月までの月数に相当する分を交付する。

3 一四半期の途中において、新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月分から政務調査費を交付する。

4 基準日において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務調査費は交付しない。

(議員でなくなった場合の政務調査費の返還)

第4条 政務調査費の交付を受けた議員が、一四半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）以降の政務調査費を返還しなければならない。

(交付の申請)

第5条 政務調査費の交付を受けようとする議員は、毎年度、規則で定める交付申請書を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、交付する政務調査費の額を決定し、その旨を規則で定める通知書により議長を経由して当該議員に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた議員は、四半期ごとに、規則で定める請求書により当該四半期に属する月数に相当する分の政務調査費の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該政務調査費を交付するものとする。

(使途基準)

第8条 議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(会計帳簿の調製等)

第9条 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る会計帳簿を調製し、及び領収書その他の関係書類を整理するとともに、これらの書類を次条の規定による収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(収支報告書等の提出)

第10条 政務調査費の交付を受けた議員は、規則で定める政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、政務調査費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び前項の添付書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に収支報告書等を提出しなければならない。

(収支報告書の写しの送付)

第11条 議長は、前条の規定による収支報告書の提出があったときは、当該収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(議長の調査)

第12条 議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、第10条の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ、調査を行うものとする。

(政務調査費の返還)

第13条 市長は、政務調査費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員が当該年度において第8条に規定する使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存)

第14条 第10条の規定により提出された収支報告書等は、議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 金沢市特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「報酬の」を「報酬及び政務調査費の」に改める。

附 則（平成 14 年 3 月 30 日条例第 39 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 12 日条例第 32 号）

- 1 この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により従前の例によることとされる改正前の金沢市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付を受けた平成 20 年 4 月分から 6 月分までの政務調査費に係る収支報告書については、旧条例第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、同年 7 月 31 日までに提出するものとする。

附 則（平成 20 年 9 月 24 日条例第 42 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

(平成 13 年 3 月 30 日 規則第 4 号)

改正 平成 20 年 6 月 27 日 規則第 60 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (交付申請書の様式)

第 2 条 条例第 5 条に規定する規則で定める交付申請書は、様式第 1 号に定めるところによる。

### (交付決定通知書の様式)

第 3 条 条例第 6 条に規定する規則で定める通知書は、様式第 2 号に定めるところによる。

### (請求書の様式)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項に規定する規則で定める請求書は、様式第 3 号に定めるところによる。

### (使途基準)

第 5 条 条例第 8 条に規定する規則で定める使途基準は、別表に定めるところによる。

### (収支報告書の様式)

第 6 条 条例第 10 条第 1 項に規定する規則で定める報告書は、様式第 4 号に定めるところによる。

### 附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 27 日規則第 60 号）

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

### 別表(第 5 条関係)

#### 政務調査費使途基準

項目	内 容
研究研修費	議員が研究会若しくは研修会を開催するために要する経費又は議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費 (例) 会場費、講師謝金、出席者負担金、交通費、旅費、宿泊費、研究会又は研修会に伴う懇談会に係る会費等
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (例) 交通費、旅費（海外旅費を含む。）、宿泊費等
会議費	議員の行う各種会議に要する経費 (例) 会場費、機材借上費、資料印刷費、会議に伴う懇談会

	に係る会費等
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (例) 印刷製本費、翻訳料、事務機器の購入費又は賃借料等
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等についての広報活動に要する経費 (例) 広報紙、報告書等の印刷製本費及び送料、会場費等
広聴費	議員が市民からの市政及び議員の政策等に対する要望又は意見を広聴するための会議等に要する経費 (例) 会場費、印刷製本費、茶菓子代等
人件費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (例) 事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等
会派共用費	所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費 (例) 事務機器の購入費又は賃借料、研究研修費、調査旅費、会議費、資料作成費、資料購入費等
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費 (例) 携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料等

#### 備考

- 1 この表において「会派等」とは、金沢市議会運営委員会規約(平成3年7月2日議会運営委員会決定)第2条第2項の規定に基づき結成された会派及び議員の議会活動のために結成されたもので会派を結成することができないものをいう。
- 2 政務調査費を充てることができない経費は、次のとおりとする。
  - (1) 政党的活動に係る経費
  - (2) 慶弔費その他の交際費的経費
  - (3) 選挙活動に係る経費
  - (4) 後援会活動に係る経費
  - (5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費
  - (6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費
  - (7) 政務調査費以外の公費支出と重複する支出に係る経費
  - (8) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他の法令等に抵触する経費
  - (9) その他政務調査費としての支出が不適切な経費
  - (10) 使途不明の支出に係る経費

様式第1号（第2条関係）

政務調査費交付申請書

年　月　日

(あて先) 金沢市長  
(金沢市議会議長経由)

議員氏名

印

政務調査費の交付を受けたいので、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額（　　年度分）　　円

様式第2号（第3条関係）

收 第 号  
年 月 日

政務調査費交付決定通知書

議員氏名 様  
(金沢市議会議長経由)

金沢市長

印

年 月 日付で申請のあった政務調査費の交付について次のとおり決定したので、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例第6条の規定により通知します。

年度政務調査費交付決定額（年額） 円

様式第3号（第4条関係）

政務調査費交付請求書

年　月　日

(あて先) 金沢市長

議員氏名

印

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり  
政務調査費の交付を請求します。

金

円

ただし、 年 月分～ 月分 (第 四半期分)

様式第4号（第6条関係）

年度政務調査費収支報告書

年　月　日

金沢市議会議長 様

議員氏名

印

金沢市議会政務調査費の交付に関する条例第10条の規定により、別紙のとおり報告します。

別紙

年度政務調査費収支報告書

議員氏名

㊞

1 収入

(単位:円)

項目	金額	備考
政務調査費		
その他(預金利子等)		
合計		

2 支出

項目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
会派公用費		
その他の経費		
合計		

(注) 備考欄には、主な支出の内訳を記載するものとする。

3 残額\_\_\_\_\_円